

紀南環境広域施設組合規則第3号

紀南環境広域施設組合職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月27日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合職員管理職手当支給規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「56,264円」を「66,400円」に改め、同項第2号中「44,364円」を「51,900円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。